

新たな手口が次から次へと登場しているが、全日遊連は、今後もファンの方々の援助となるような諸活動を継続していくので、各都府県方面組合におかれでは、引き続きご協力のほどお願い申し上げる、との報告があった。

6 平成21年度 リカバリーサポート・ネットワーク の年間活動報告について

米田ばらんこ依存問題研究会座長から、平成21年度リカバリーサポート・ネットワークの年間活動報告について、平成21年度における相談件数は1305件で、前年比10%増、平成18年から4年間では相談件数は4327件となつた。なお、平成21年度における相談者の51%がホール内に貼付けられた相談窓口ボスター経由であり、組合員ホールに対しボスター貼付を指導されている全国の理事・参与の皆様には、心よりお礼を申し上げる。

また、リカバリーサポート・ネットワークがNPO法人化したことを受け、今年1月から相談窓口告知ポスターのデザインを変更し新たに作成した。今後も、全日遊連から年4回機関誌「遊報」に同封し送付させていただくので、引き続きホール内での貼付のご協力をお願い申し上げる。

また、今年から調査項目に「貸玉の種類」、「1回の遊技時間」「1週間に遊技する頻度」、「1ヶ月に使う金額」を新たに加えているので、本日配付した報告書を確認していただきたい。

また、さる5月13日に、リカバリーサポート・ネットワークの西村直之代表、原田理事長、磯専務理事が警察庁を訪問し、警察庁保安課の廣田耕一課長を訪ね、電話相談事業の年間活動報告を行つたところ、廣田課長から「業界の健全化イメージに大変貢献されており、大変素晴らしい。ぜひとも全日遊連のみの取り組みとせず、業界全体で支援できるよう期待している」との言葉をいただいた、との報告があつた。

また、さる5月13日に、リカバリーサポート・ネットワークの西村直之代表、原田理事長、磯専務理事が警察庁を訪問し、警察庁保安課の廣田耕一課長を訪ね、電話相談事業の年間活動報告を行つたところ、廣田課長から「業界の健全化イメージに大変貢献されており、大変素晴らしい。ぜひとも全日遊連のみの取り組みとせず、業界全体で支援できるよう期待している」との言葉をいただいた、との報告があつた。

7 セキュリティ対策委員会の 開催結果について

金本機械対策委員会担当副理事長から、4月27日に開催されたセキュリティ対策委員会の協議内容について、まず、PSIO担当者から、「平成22年3月の情報入力件数は711件、平成22年の情報入力件数の累計は1920件、平成13年10月のPSIO運用開始以来の累計は2万7602件にのぼる。」との報告があり、続いて、「平成21年7月より攻略法相談窓口を開設して、メールによる相談受付を開始したところ、平成22年4月26日までに85件の相談が寄せられている」との報告があつた。

通協議会の協議内容について、まず、全商協、回胴遊商の各委員から、本年3月と平成21年度合計の確認証紙発表を訪問し、警察庁保安課の廣田耕一課長を訪ね、電話相談事業の年間活動報告を行つたところ、廣田課長から「業界の健全化イメージに大変貢献されており、大変素晴らしい。ぜひとも全日遊連のみの取り組みとせず、業界全体で支援できるよう期待している」との言葉をいただいた、との報告があつた。

また、さる5月13日に、リカバリーサポート・ネットワークの西村直之代表、原田理事長、磯専務理事が警察庁を訪問し、警察庁保安課の廣田耕一課長を訪ね、電話相談事業の年間活動報告を行つたところ、廣田課長から「業界の健全化イメージに大変貢献されており、大変素晴らしい。ぜひとも全日遊連のみの取り組みとせず、業界全体で支援できるよう期待している」との言葉をいただいた、との報告があつた。

引き続き、新中古機流通制度の運用開始に伴う「中古遊技機流通健全化要綱」及び「中古遊技機取扱業務実施要領」並びに「遊技機の認定申請に関する業務の実施要領」の一部改正について協議を行い、全会一致で了承した。

8 中古機流通協議会の 開催結果について

金本機械対策委員会担当副理事長から、4月28日に開催された中古機流

主な改正点としては、「実施要領」の別記様式として、「撤去遊技機明細書」等の新たな4つ書類が加わったこと、中古移動時の保証書について、旧「要綱」では「有効期間は、作成した日から30日間」としていたものが、新「要綱」では「作成した日から50日以内に都道府県公安委員会に提出」となり、本改正にあわせて、認定申請に係る保証書についても、「作成した日から30日以内に都道府県公安委員会に提出」となつた点である。

まもなく6月1日を迎えるに当たり、各都府県方面組合においては、組合員店舗への講習会の開催等、新制度の円滑な運用開始に向け、ご尽力いただき感謝申し上げる。

運用開始当初も多少の混乱が予想されるので、引き続き、新制度に関する組合員店舗へのご周知をお願いしたい、との報告があつた。

新制度についてのQ&Aを、本誌16頁に掲載。

新制度についてのQ&Aを、本誌16頁に掲載。